

コープデリグループ福祉政策

～地域共生社会の実現に事業と活動を通じて貢献します～

現在、地域社会では少子高齢化が進む中、高齢者の単独世帯や夫婦世帯が増加するとともに、介護や医療を要する人は増大しています。また、格差と貧困が大きな問題となり、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきており、孤立した人々も増加しています。2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症の流行は、こうした問題をさらに深刻化させています。

一方、国際社会では「人間の安全保障」(*1)の考え方にに基づき、2005年の世界サミットにおいて各国首脳は「すべての人々が、自由に、かつ尊厳を持って、貧困と絶望から解放されて生きる権利」を強調するとともに「すべての個人、特に脆弱な人々が、すべての権利を享受し、人間としての潜在力を十分に発展させるために、平等な機会を持ち、恐怖からの自由と欠乏からの自由を得る権利を有していることを」を確認しました。そして、2015年の国連サミットでは「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され「誰ひとり取り残さない」世界の実現を目指して、「貧困をなくそう」「飢餓をゼロに」「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとする目標が掲げられました。

日本政府は「少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる」「地域共生社会(*2)」の実現に向けて「地域課題の解決力の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「専門人材の機能強化・最大活用」を骨格とした改革を進めています。

そして日本生協連は、2020年6月の総会で「つながる力で未来をつくる—CO-OP 2020—日本の生協の2030年ビジョン(*3)」を策定し「安心して暮らし続けられる地域社会～私たちは、生活インフラのひとつとして、地域になくてはならない存在となり、地域のネットワークの一翼を担います」と宣言しました。

こうした中、地域に根ざした相互扶助(助け合い)の組織である生活協同組合には、誰もが“**⑤**だんの**④**らしを**③**あわせに” 営めるように助け合い、困り事を解決していく「福祉」(*4)の取り組みを強めていくことが求められています。

コープデリグループは「CO-OP ともに はぐくむ 暮らしと未来」の理念に基づき、ビジョン2025「食卓を笑顔に、地域を豊かに、誰からも頼られる生協へ。」を実現していくために、共通の福祉政策を策定し、「福祉」の視点で事業と活動を着実に進めていきます。そのことを通じて地域にぐらす人々が“命”と“暮らし”と“尊厳”を共に支えあう「地域共生社会」の実現に貢献していきます。

1. さまざまな困難を抱える方の食とくらしを支えられるよう事業を進化させます

- ・高齢者や障がい者をはじめさまざまな困難を抱える方が生協を利用できるように「バリアフリー」(*5)「ユニバーサルデザイン」(*6)の考え方にに基づき商品・サービスを改善し続けます。
- ・くらしをより幅広くサポートできるよう商品・サービスを充実させます。

- ① 高齢者がストレスなく宅配を利用できるように、商品カタログや注文用紙、インターネット注文の仕組みを改善し続けます。目の不自由な方の注文サポートに引き続き取り組みます。栄養バランスがとれたお弁当や手軽に調理できるミールキットなどを日々お届けするサービスを改善し広げます。
- ② 高齢者や障がい者にご利用しやすい店舗づくりに取り組みます。店舗のインフラを活用したさまざまな買い物支援のサービスを研究・実施します。
- ③ 誰もが安心して使うことができるデザインの商品の開発・品ぞろえを進めます。介護食や大人用衛生用品、乳幼児食、食物アレルギー対応食品などの品ぞろえを広げます。
- ④ ご高齢や子育て中、障がいのある組合員を宅配の配達手数料割引などを通じてサポートします。生活に欠かすことができない食品・日用雑貨などをより利用しやすい価格で提供できるよう努めます。
- ⑤ さまざまな組合員のくらしに合った保障を手頃な掛金（保険料）で実現する共済・保険をご案内できるようにします。
- ⑥ 掃除・料理などの家事代行や、住まいの片付け・リフォーム、補聴器など身体機能を補う用具の提供などのサービスを充実させます。
- ⑦ 職員は認知症をはじめとする加齢に伴う心身の変化や障がいについて学び、組合員に寄り添った対応ができるようにします。高齢者などとの契約や注文受付にあたっては、ご本人の理解力・判断力に応じて適切な配慮を行います。発行物やホームページなどでの表現は、人権尊重の観点から差別や偏見を助長したり固定的な考え方を押し付けることがないようにします。

2. 事業と活動を通じて誰もが安心してくらし続けられる地域社会づくりに貢献します

- ・「社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）(*7)」の理念に基づき、自治体や地域の住民・諸団体と連携して、誰もが安心してくらし続けられる地域社会づくりに貢献する取り組みを進めます。
- ・高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう支援する地域包括ケアシステム(*8)の担い手としての役割を果たします。

- ① 介護事業の取り組みを通じて利用者の自立を支援する「生協10の基本ケア（*9）」に基づく介護サービスを広げます。地域福祉のさまざまな課題や国・自治体の施策・制度などについての学びを広げます。
- ② 生協の施設やオンラインツールも活用しながら、地域の組合員・住民が気軽に参加でき、生き生きとした活動・交流を通じてつながる場をつくります。「ICTとの付き合い方」「健康づくり」「ライフプラン」「老い支度」「成年後見人制度・家族信託」などをテーマに、生涯を通じて生き生きとくらししていくために必要な学びの場をつくります。
- ③ 地域の高齢者、子育て家庭、障がい者、生活困窮者、外国人などの支援に自治体や地域団体などと協力関係を築きながら取り組みます。組合員の助け合い活動を通じて、高齢者支援、障がい者支援、子育て支援の輪を広げます。食の支援が必要な方々を支えるフードバンク・フードドライブや「子ども食堂」をはじめとする地域の居場所づくり（の支援）に取り組みます。生徒・学生の学びを支援する取り組みを進めます。自治体との「見守り協定」に基づき見守りネットワークに参加します。
- ④ 自治体や地域団体などと連携しながら防災・減災の取り組みを進めます。災害など困難な状況に置かれた人々・地域に対する募金をはじめとする支援活動に取り組みます。

3. 生協で働く一人一人の人権・多様性が尊重され、誰もが安心して働ける職場づくりを進めます

- ・働く一人一人の多様性（＝ダイバーシティ）を認め、性別、年齢、国籍などが異なる職員が、それぞれの個性や能力に応じて活躍できるようにします。
- ・障害のある人もない人も、互いに支え合い、豊かにくらししていける社会を目指す「ノーマライゼーション（*10）」の考え方にに基づき、誰もが生き生きと働くことができる職場をつくります。

- ① 年齢、性別、性自認、性的指向（*11）、民族、国籍、障害の有無、妊娠、育児の有無などに基づく差別および個人の尊厳を傷つける行為が行われないようにします。
- ② 障がい者をはじめ誰もが働きやすい職場づくりを進めます。多様な働き方に配慮した就労の仕組みをつくります。生協への就労を希望する障がい者を積極的に受け入れ採用につなげます。障がい者を受け入れる職場の職員の理解を促進し、助け合える職場を目指します。
- ③ 出産・子育てや介護をしながら働き続けられるように支援制度や相談体制などを充実させるとともに、その利用を広げます
- ④ がんや心の病など疾患を抱える職員の治療と仕事の両立を支えます。
- ⑤ シニア職員が働きがい、意欲を持って活躍できるように人事制度や業務の整備を進めます。

(* 1) 「人間の安全保障」 国際連合広報センターホームページより

人間の安全保障をすべての人に

特に最近10年間の脅威の変遷により、私たちの安全に対する理解は大きく変わりました。冷戦の終結以来、私たちは国際紛争や国内紛争だけでなく、慢性的にはびこる貧困や気候変動関連の災害、組織的犯罪、人身取引、流行病、そして急激な経済・金融危機によっても、数多くの人々の暮らしが脅かされる姿を目にしてきました。

これら新旧の課題は、全世界で非常に多くの生命と生活にとって、深刻な脅威となっています。国家安全保障が平和と安定に不可欠なことには変わりはありませんが、現在の複雑かつ多層的な課題の影響は、私たち一人一人が、分野横断的な幅広い脅威のリスクの高まりに対して脆弱であることを明らかにしています。内的要因によるものか、外的要因によるものかに関係なく、今日の脅威は、安全が脅かされうる状況が国内で、そして国境を越えて一気に拡大し、さらに解決困難な危機となって、個人の安全はおろか、より幅広い国家、地域および国際レベルの安全が脅威にさらされることも多くなっています。

その一方で、安全が脅かされうる状況を取り除く機会も、以前に増して高まっています。これまでになかった資源と技術の組み合わせにより、私たちには人間の安全保障の実現に向けて、目に見える前進を遂げるための手段、知識、そしてリソースが備わっているからです。こうした機会を活用するためには、人々の生存、生活、尊厳が現地、国内、地域、国際の各レベルで平和・開発・人間の進歩の礎をなすような新しい枠組みが安全保障に必要だと、政策決定者と実務者が認識しなければなりません。

人間の安全保障とは

2005年世界サミット成果文書『人間の安全保障』(A/RES/60/1) パラグラフ143において、各国首脳は「すべての人々が、自由に、かつ尊厳を持って、貧困と絶望から解き放たれて生きる権利」を強調するとともに、「すべての個人、特に脆弱な人々が、すべての権利を享受し、人間としての潜在力を十分に発展させるために、平等な機会を持ち、恐怖からの自由と欠乏からの自由を得る権利を有していることを」ことを認めました。

人間の安全保障は、現在の、そして新たに生まれつつある脅威、すなわち幅広く分野横断的な脅威に対応し、人々の生存、生活、尊厳を守ることをねらいとしています。このような脅威は、絶対的な貧困や紛争の中で暮らしている人々だけに及んでいるわけではありません。現在では、先進国、途上国を問わず、全世界の人々が多種多様な安全が脅かされうる状況の下で暮らしているからです。こうした脅威は各国の政府と国民にとって、ともに深刻な課題を突きつけています。

したがって、人間の安全保障では、恐怖からの自由、欠乏からの自由、尊厳を持って生きる自由という人間の生活にとって基本的な一連の自由の普遍性と相互依存性を重視します。その結果、人間の安全保障は安全、開発、人権の間の相互関連性を認識し、これらを人間の安全保障、そして、国家の安全保障の礎石とみなすものとなっています。

さらに、人間の安全保障が欠如する原因とそのあらわれ方は国やコミュニティによって大き

く異なるため、人間の安全保障では、各地の現実に根差し、各国のオーナーシップに基づく解決策の策定強化を図ります。人間の安全保障は、各国の政府と国民がその潜在力を高め、貧困と絶望のない状態で、尊厳を持って生きる能力を高めることとなります。

(* 2) 「地域共生社会」 厚生労働省ホームページより

1 「地域共生社会」を提案する背景

- かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在しました。社会保障制度は、これまで、社会の様々な変化が生じる過程において、地域や家庭が果たしてき役割の一部を代替する必要性が高まったことに対応して、高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに、また、生活に必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と公的支援の充実が図られ、人々の暮らしを支えてきています。
- しかし、我が国では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。
- また、人口減少の波は、多くの地域社会で社会経済の担い手の減少を招き、それを背景に、耕作放棄地や、空き家、商店街の空き店舗など、様々な課題が顕在化しています。地域社会の存続への危機感が生まれる中、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。
- さらに、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、昨今、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。
- 「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

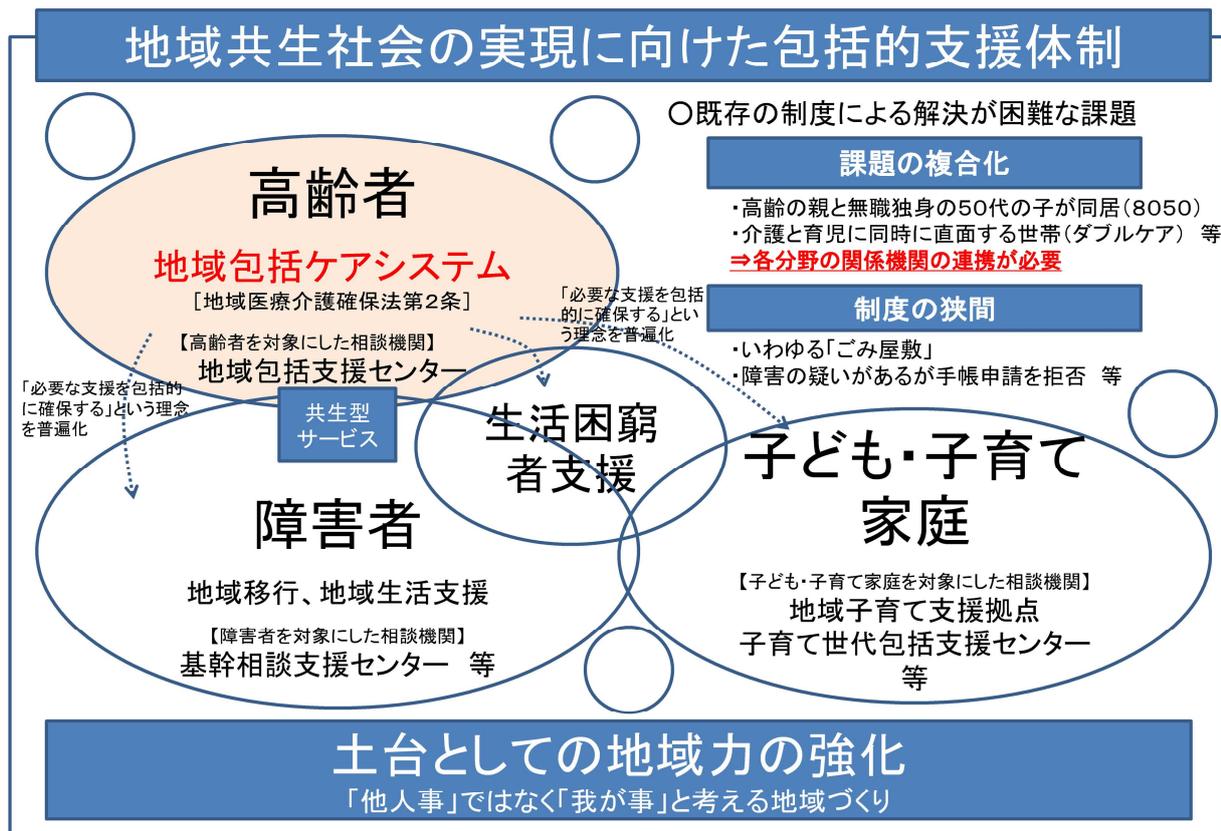
2 「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格

(1) 地域課題の解決力の強化

- 生活に身近な地域において、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取組を育んでいきます。
- これにより、我が国に暮らす国民一人ひとりが、生活における楽しみや生きがいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会を実現していきます。

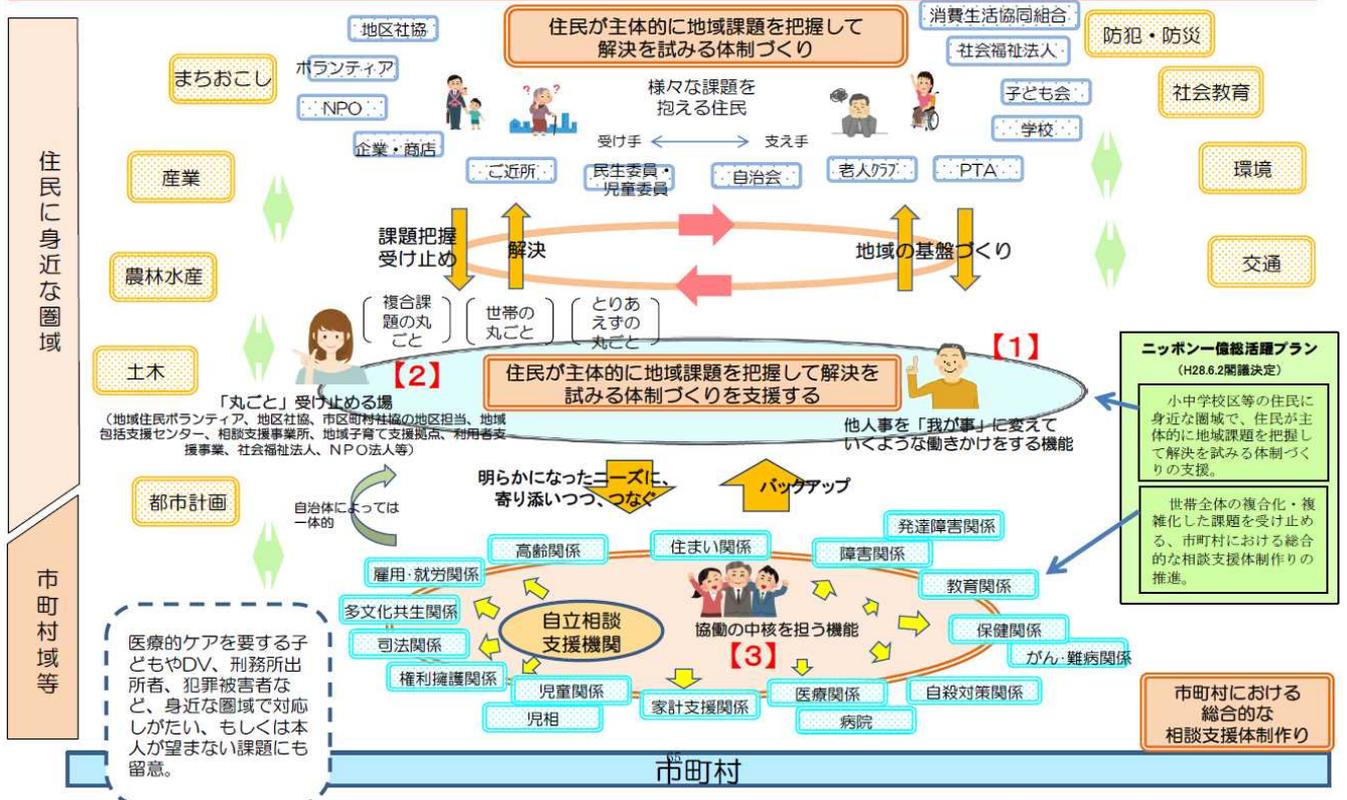
(2) 地域丸ごとのつながりの強化

- 耕作放棄地の再生や森林などの環境の保全、空き家の利活用、商店街の活性化など、地域社会が抱える様々な課題は、高齢者や障害者、生活困窮者などの就労や社会参加の機会を提供する資源でもあります。
 - 社会・経済活動の基盤でもある地域において、社会保障・産業などの領域を超えてつながり、人々の多様なニーズに応えると同時に、資源の有効活用や活性化を実現するという「循環」を生み出していくことで、人々の暮らしと地域社会の双方を支えていきます。
- (3) 地域を基盤とする包括的支援の強化
- 地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障害者や子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現していきます。
- (4) 専門人材の機能強化・最大活用
- 住民とともに地域をつくり、また、人々の多様なニーズを把握し、地域生活の中で本人に寄り添って支援をしていく観点から、専門性の確保に配慮しつつ養成課程のあり方を見直すことで、保健医療福祉の各資格を通じた基礎的な知識や素養を身につけた専門人材を養成していきます。



「『地域共生社会』の実現に向けて」(厚生労働省ホームページ)より

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



厚生労働省「全国厚生労働関係部局長会議資料」（2018年1月）より

(* 3) 「日本の生協の2030年ビジョン」

つながる力で未来をつくる - CO・OP 2030 -

1. 生涯にわたる心ゆたかな暮らし

私たちは、食を中心に、一人ひとりの暮らしへの役立ちを高め、誰もが生涯を通じて利用できる事業をつくりあげます

2. 安心して暮らし続けられる地域社会

私たちは、生活インフラのひとつとして、地域になくてはならない存在となり、地域のネットワークの一翼を担います

3. 誰一人取り残さない、持続可能な世界・日本

私たちは、世界の人々とともに、持続可能で、お互いを認め合う共生社会を実現していきます

4. 組合員と生協で働く誰もが生き生きと輝く生協

私たちは、未来へと続く健全な経営と、一人ひとりの組合員と働く誰もが生き生きと輝く生協を実現します

5. より多くの人々がつながる生協

私たちは、より多くの人々がつながる生協をつくりあげ、連帯と活動の基盤を強化します

(* 4) 福祉 『福祉ってなんだ』 古川孝順著 (岩波ジュニア新書) より

社会福祉というのは、困窮している人びと、低所得の人びと、高齢で介護を必要とする人びと、障害のため生活がしづらい人びと、十分な保護をうけていない子どもたちや虐待されている子どもたち、母子家庭・父子家庭の人びと、ホームレスの人びと、アルコール依存症の人びと、社会的に不適合の人びとなど、いまこの時、この瞬間にも変動を重ね、変容し続けている現代社会のなかで、現代に生きる人間として、ややもすればそれにふさわしい健康で文化的な、安定した生活を営む権利を脅かされている人びとに向けられた社会的な支援のための施策であり、そのもとにおいてさまざまな資格をもつ専門職、一般の職員、あるいはボランティアによって展開されている援助活動にほかなりません。

(* 5) バリアフリー 障害者基本計画 (2002年12月24日閣議決定) より

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁 (バリア) となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

(* 6) ユニバーサルデザイン 障害者基本計画 (2002年12月24日閣議決定) より

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア (障壁) に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

(* 7) 社会的包摂 (ソーシャルインクルージョン)

厚生労働省「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書 (2000年12月8日) より

今日的な「つながり」の再構築を図り、**全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う (ソーシャル・インクルージョン)** ための社会福祉を模索する必要がある。このため、公的制度の柔軟な対応を図り、地域社会での自発的支援の再構築が必要である。特に、地方公共団体にあつては・・・住民の幅広い参画を得て「支え合う社会」の実現を図ることが求められる。さらに社会福祉協議会、自治会、NPO、生協・農協、ボランティアなど地域社会における様々な制度、機関・団体の連携・つながりを築くことによって、新たな「公」を創造していくことが望まれよう。

厚生労働省 社会保障審議会「社会的包摂政策を進めるための基本的考え方」(2011年8月29日) より

- 経済のグローバル化、雇用の不安定化、地域・家族の紐帯の弱体化等の経済社会の構造変化の中で、社会的に孤立し生活困難に陥るといった新たな社会的なリスクが高まっている。一方で、セーフティネットの基本的な構造は、安定した雇用とそれに支えられ扶養やケア

を引き受ける家族を前提として主に高齢期における所得や医療の保障を中心に発展してきたこれまでの形を色濃く残し、見直しが不十分なままである。この結果、誰もが無防備なまま、貧困や社会的な孤立、自殺などの様々なリスクと隣り合わせになりつつある。このような不安は潜在的に多くの人々が抱くものとなっている。

- ある社会的なリスクに晒され続けると、そのリスクが別のリスクに連鎖し、それがまた新たな生活困難を引き起こす（例えば、「学習機会の不足」→「不安定な雇用」→「体調不良」→「退職／失業」→「住居の不安定／喪失」など）ということを、これまで行われた様々な調査研究が明らかにしている。このように、**様々なリスクが連鎖し、複合的に重なった結果として、雇用、家族、コミュニティなどの社会のあらゆる関係性から切り離され、社会とのつながりが極めて希薄になってしまうという、いわゆる「社会的排除」の危険性が高まっている。**<略>
- 社会的排除の動きの強まりは、人々を社会の周縁に追いやることで能力の発揮を困難にし、社会全体のポテンシャルの低下につながるのみならず、貧困や排除の連鎖や新たな家族形成・次世代育成の困難、世代を超えた格差の固定を通じて社会の持続可能性を失わせることにもつながる。これは、今後の経済社会の発展と質の高い国民生活の実現の大きな制約要因となるものである。
- 今後、人口減少や急速な高齢化が進行する中で、経済や社会の機能を維持・発展させ、質の高い国民生活を実現していくには、国民一人ひとりが社会のメンバーとして「居場所と出番」を持って社会に参加し、それぞれの持つ潜在的な能力をできる限り発揮できる環境整備が不可欠である。このような社会の実現に向けて、**社会的排除の構造と要因を克服する一連の政策的な対応を「社会的包摂」という。**

（* 8）地域包括ケアシステム

厚生労働省ホームページより

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、**重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム**の構築を実現していきます。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。

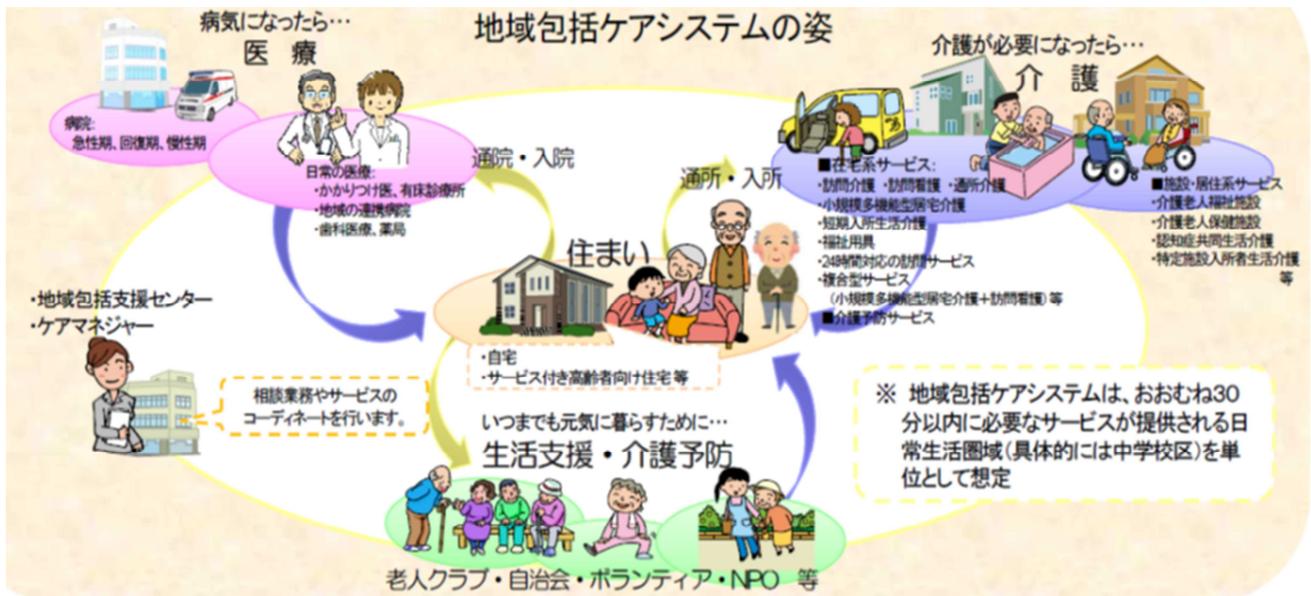
人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（2013年12月5日成立）より

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をい

う)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制



「地域包括ケア研究会報告書」(2016年3月)より

(* 9) 生協10の基本ケア 日本生協連ニュースリリース(2018年5月22日)より

「生協10の基本ケア」の特長は、利用者ご自身の「ふつうの生活」を取り戻し、利用者・家族のQOL(生活の質)を高めていくもので、市民生活協同組合ならコープが母体の社会福祉法人協同福祉会が2006年4月から実践してきた考え方を元としています。

「生協10の基本ケア」では、日常の生活行為そのものをリハビリと捉えます。利用者と介護職員がトイレ、食卓、浴室などでの日々の介助の中で、在宅生活を基本とした生活動作の維持・向上を目指します。本ケアを主軸とした介護では、1から10までのケアを実践していくことで、利用者本人の活動性の向上から家族や地域の人々との関わりまでトータルケアへとつなげていきます。

生協は、介護に最も必要とされることとは、利用者や家族一人一人が住み慣れた「ふつうの生活」を送り続けたいという思いに寄り添うことだと考えます。「生協10の基本ケア」は、利用者の自立した在宅生活を実現する実践と考え方からまとめられています。高齢になっても、「最期までオムツをはきたくはない」「自分の力で口から美味しい食事をとりたい」といった利用者の思いに応えます。

生協10の基本ケア

ふだんの暮らし、そのままに。

生協がたいせつにしている介護

その1

尊厳を護る

その2

自立を支援

その3

在宅を支援

1 換気をする



病気予防には換気が大切。新鮮な空気を取り入れ、衛生的な環境を守り、感染症を予防します。

2 床に足をつけて座る



日常生活がリハビリという考えの下、足を使って立ち上がる習慣を身につける中で、トイレやお食事などご自分でできることを増やします。

3 トイレに座る



トイレで排泄する事は人間が護るべき尊厳の基本と考えます。布パンツでの暮らしをサポートします。

4 あたためい食事をする



ご自身で調理して盛りつけたり、親しい方と楽しく食べたり。誤嚥(ごえん)防止のために、食事前には口の体操も行います。

5 家庭浴に入る



湯船にゆったりつかる習慣は日本のすばらしい文化。生活リハビリの効果を生かして家庭浴への入浴を大切にしています。

6 座って会話をする



安心感を与えられるように座って会話をします。共に時間を過ごし、日々の見守りを行います。

7 町内におでかけをする



慣れ親しんだ地域に出かけることは社会性や精神的な豊かさを保つためにも大切なこと。これまでの生活リズムを維持できるようにします。

8 夢中になれることをする



自分らしく、好きなことに夢中になれる機会や、居場所づくりに取り組みます。

9 ケア会議をする



ご自分の街で住み続けられるように、社会性と暮らしを守るケアプランをつくりまします。職員はチームでケアに取り組み、ご家族を含めサポートします。

10 ターミナルケアをする



元気な時から人生の最期まで、地域との連携でご自宅でのターミナルケアをサポートします。

(*10) ノーマライゼーション 「障害者の自立と社会参加を目指して」(厚生労働省ホームページ) より
障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す理念

(*11) 性自認、性的指向 「性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくしましょう」(法務省ホームページ) より

性自認： 自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念です。「こころの性」と呼ばれることもあります。

性的指向： 人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)を指します。